北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科の授業科目、履修方法等に関し、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（授業科目及び単位数等）

第２条　授業科目及び単位数等は、本学大学院学則別表２のとおりとし、学生は指導教員の指導に基づき履修する授業科目を決める。

２　前項の指導教員は、本学大学院担当教員のうちから各専攻において定める。なお、複数の指導教員による指導もありうる。

（単位の計算方法）

第３条　各授業科目の単位の計算方法については、本学大学院学則第27条の規定を準用する。

（履修方法等）

第４条　学生は当該年度始めに履修する授業科目を決め、指定の期日までに、電子登録により、もしくは教務課への履修届票の提出により登録しなければならない。

２　前項により、履修登録をするものは、あらかじめ指導教員の指導と承認を経て登録する。

第５条　本学大学院学則第23条第２項により、他の専攻もしくは学部の授業科目を履修する者は、指定の期日までに教務課へ配当科目外履修願を提出しなければならない。

２　前項により、配当科目外履修願を提出する者は、あらかじめ指導教員の指導と承認を経て提出する。

（評価手段）

第６条　各授業科目の成績評価は、科目類に応じ適切な評価手段を用いる。

（単位の授与）

第７条　授業科目を履修した学生に対し、前条の手段により科目担当教員が判定し単位を授与する。

（成績の評価）

第８条　各授業科目の成績は、点数に応じて次の区分により評定する。

得点	成績区分	合否
80～100	優(A)	合格
70～ 79	良(B)	

60～ 69	可(C)	
0～ 59	不可(D)	不合格

（課程の修了に必要な修得単位数）

第９条　課程の修了に必要な修得単位数は、次の付帯条件を含め本学大学院学則第31条及び別表２の定めによる。

研究科	専攻 （修士課程）	付帯条件
工学研究科	機械工学専攻	指導教員の指導により、機械工学特別演習（２単位）、機械工学特論ゼミナール（８単位）を含め30単位以上を修得すること。
	電気電子工学専攻	指導教員の指導により、電気電子工学特別実験（４単位）、電気電子工学特論ゼミナール（８単位）を含め30単位以上を修得すること。
	情報工学専攻	指導教員の指導により、情報工学特別実験（４単位）、情報工学特論ゼミナール（８単位）を含め30単位以上を修得すること。
	建築学専攻	指導教員の指導により、特論のうち８単位、特別演習のうち８単位、建築学特論ゼミナール８単位を含め30単位以上を修得すること。
	都市環境学専攻	指導教員の指導により、都市環境学特別演習（６単位）、都市環境学特論ゼミナール（８単位）を含め30単位以上を修得すること。
保健医療学研究科	看護学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修６単位、看護共通科目の必修４単位、指導教員が担当する専門科目の４単位と看護学演習の必修２単位及び研究科目の必修10単位を含む30単位以上修得すること。
	リハビリテーション科学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修６単位、領域共通科目の必修４単位、研究科目の８単位を含む30単位以上修得すること。
	医療技術学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修６単位、研究科目の８単位を含む30単位以上修得すること。

研究科	専攻 （博士後期課程）	付帯条件
工学研究科	工学専攻	共通科目の必修６単位、専修科目から４単位以上選択必修のうえ、工学特別研究12単位を含む22単位以上を修得するとともに、博士論文を提出し、論文審査、論文公開説明会及び口頭試問による修了試験に合格すること。

保健医療学研究科	保健医療学専攻	共通科目４単位及び研究科目12単位の必修科目16単位の他、指導教員の指導により、専修科目から自己の研究課題に即した分野の「特殊研究」２単位、展開科目から修了後の進路に応じた「研究開発」又は「大学教育」を選択し同系統の２科目４単位を含む合計24単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受け博士論文を提出し、学位論文の審査及び筆記又は口述による最終試験に合格すること。

２　学部の授業科目を履修し授与された単位は、前項の単位数には含まない。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附　則

１　この規程は、平成２年７月30日から施行する。

１　この規程の改正は、平成４年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成16年４月１日から施行する。ただし、博士後期課程及び平成15年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。

１　この規程の改正は、平成21年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成22年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成23年10月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成26年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成27年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成29年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項は、博士後期課程及び平成28年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。

１　この規程の改正は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項は、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

１　この規程の改正は、2019年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項は、2018年度以前の入学生については、なお従前の例による。

１　この規程の改正は、2020年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、2021年４月１日から施行する。